

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、すべてのステークホルダーへの利益還元を使命として継続的に企業価値を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本政策投資銀行	2,777,000	2.31
シービーエイチケイコアセキュリティーズデポジトリー	2,190,000	1.82
日本証券金融株式会社	1,985,000	1.65
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,800,000	1.50
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505104	1,635,000	1.36
株式会社泉州銀行	1,276,000	1.06
楽天証券株式会社	1,158,000	0.96
第一生命保険相互会社	1,100,000	0.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,002,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	910,000	0.75

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 その他金融業

(連結)従業員数 100人以上500人未満

(連結)売上高 100億円未満

親会社 なし

連結子会社数 50社以上100社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

取締役会の議長 社長
 取締役の人数 4名
 社外取締役の選任状況 選任していない

現状の体制を採用している理由

取締役会は、社外監査役を含めた監査役全員が参加しております。社外監査役2名は法律分野および企業経営に精通しており、それぞれ職歴、経験、知識等を活かし、適法性監査や経営全般に関する客観的視点での監査を行っております。そのため、外部的な視点からの業務執行に対する監督機能は十分に果たしており、現在の体制はコーポレートガバナンスが十分に機能していると考えております。なお、社外取締役に関しては、適切な候補者があれば選任する考えであります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 監査役の人数 3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役及び会計監査人、内部監査担当の各監査については、監査役監査基準等の社内規程に則り、相互連携を図っております。具体的には、監査役会及び内部監査担当は、主に四半期の決算期毎に定例会合を持ち、会計監査人からの報告を受け、意見交換を行っております。また、各監査は監査のスケジュールや方法及び結果について情報共有を図り、より効率的な監査を実施できるよう努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

上記「監査役と会計監査人の連携状況」に記載のとおりであります。

社外監査役の選任状況 選任している
 社外監査役の人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
工藤 研	弁護士									○
安川 均	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
工藤 研	独立役員	弁護士の立場から、法律分野における豊かな経験と高い見識に基づき、より客観性の高い監査を行うことを目的として、選任しております。 なお、証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断して、独立役員として選任しています。
		当社は異なる事業分野の企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、公正中立な視点から、より客観性の

安川 均	独立役員	高い監査を行うことを目的として、選任しております。 なお、証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断して、独立役員として選任しています。
------	------	--

その他社外監査役の主な活動に関する事項

月1回開催される定例の監査役会においては、毎回のテーマにより該当する部署の責任者や担当者を招聘し、各業務の現況について直接情報収集を行っております。また、取締役会に出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。平成22年3月期は取締役会を22回開催しておりますが、社外監査役の平均出席率は86%となっております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は株主と経営者及び従業員の利害を共有することによりコーポレート・ガバナンスの強化及び企業価値の一層の向上を図るため、取締役に対する報酬として年額40百万円の範囲でストック・オプション(新株予約権)を付与することにつきまして、平成22年6月25日の当社第29期株主総会にて承認を得ております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記載のとおりであります。

【取締役報酬関係】

開示手段 有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役と常勤監査役及び社外監査役の別で、報酬の総額を開示しております。平成22年3月期において、期中に退任致しました5名を含めまして、取締役9名に支払った報酬の総額は32百万円、監査役3名に支払った報酬の総額は15百万円となっております。なお、取締役の支給額には、子会社の負担分を含めておりますが、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

当該取締役報酬の開示は、有価証券報告書及び営業報告書(事業報告)にて開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役はおりません。

社外監査役に対しては、取締役会及び監査役会の会議事務局が、資料の事前配布と必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社の業務執行、監査・監督等の機能に係る機関および体制は下記のとおりであります。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と代表取締役の業務執行の監督を行っております。原則月1回の定例のほか必要に応じて臨時に開催しております。

<監査役会>

当社の監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名の合計3名で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役の職務執行に関しての適法性、妥当性の監査を行っております。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の報告を聴取し、必要に応じて調査を行っております。

<アドバイザーボード>

経営会議や取締役会の諮問機関として、経営全般に係る助言を受けることでコーポレート・ガバナンスを強化するほか、刻々と変わる外部環境に対応しつつ経営理念に即した経営を行っていくため、社外の有識者から多面的・中立的なアドバイスをを得ることを目的としています。なお、ボードメンバーは3名を上限とする社外の有識者から構成され、定期的及び必要に応じて、当社取締役とのミーティングを行います。

<内部監査>

社内内部監査担当を設置しております。内部監査担当は内部監査計画を作成し、業務の効率性や適正性等の観点から各部門の業務監査を実施しております。また、被監査部署からの業務改善状況の報告を義務付け、実効性を高めることで当社の健全かつ適切な業務運営の遂行及び経営の合理化と効率化を実現しております。さらに、常に当社業務の課題・問題点を抽出し、リスクの軽減や事務手続きの正確性、業務運営の適切性の確保という観点から検討し、改善策を提言するよう努めております。

<会計監査>

平成22年3月期に会計監査の業務執行をした公認会計士は、新日本有限責任監査法人の行本憲治氏、中島茂喜、佐々木浩一郎氏の3名で、当社にかかる継続監査年数はそれぞれ7年以内であります。当社グループにおける監査業務の補助者については、公認会計士9名、会計士補等9名、その他4名であります。

<経営会議>

当社は、取締役会に加え、経営会議を原則月2回以上開催しております。経営会議は常勤取締役4名によって構成されております。取締役会付議事項に係る意思決定の迅速化を図るための機関であります。

<投資委員会及びポートフォリオ委員会>

当社の投資委員会及びポートフォリオ委員会は経営会議においてその決裁方法や構成員等会議の運営ルールを決定の上、当該ルールに則り各事務局により原則週1回開催されております。投資委員会及びポートフォリオ委員会は、新規投資の決定、既存投資先に対する議決権の行使や売却の決定等の営業上の決裁機関であり、取締役会付議事項に係る意思決定の迅速化を図るための機関であります。

<本部制度>

当社は、平成22年4月より本部制度を導入しております。本部長は、管轄する本部の業務執行状況を常に監督し、経営的な観点から各部門長に助言・指導を行います。また、平成23年2月からは本部長の業務を補佐するため副本部長等の下級職位を置き、本部運営における課題解決や戦略立案及びその執行に向けた体制を強化しております。

<ファンドマネージャー制度>

平成21年9月より、当社グループが運営するファンドの出資者から見てより「運用者の顔が見える体制」に変更するため、ファンドマネージャー制を導入いたしました。

ファンドマネージャーは経営会議により選任され、投資組入及び投資回収について、決裁会議の構成員として決裁権を持つことで、ファンドパフォーマンス及び出資者への説明責任を負うこととなります。

また、決裁会議である投資委員会及びポートフォリオ委員会には、各投資の組入ファンドのファンドマネージャーだけでなく、他のファンドマネージャーやリスク管理担当など、より多くの投資業務従事者が関与して議論を重ね、合意形成を行っていくことで、より透明性の高い運用体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による電子投票制度を採用しております。また、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 株主総会同日に会社説明会(株主懇談会)を行っております。会社説明会では、スライド等を用いて分かりやすいプレゼンテーションを行い、株主総会だけでは伝えきれない当社の活動状況等についてご報告するとともに、活発な質疑応答を通じて株主の皆様との対話を重視しております。 外国人株主向けに招集通知の英訳を作成するなど、議決権行使の円滑化に向けた施策を実施しております。 ホームページに招集通知及び決議通知を掲載しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、定時株主総会後に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、直近決算期の経営成績について説明するほか、今後の経営計画等についても説明を行っております。平成22年3月期は年2回開催しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報の専用のホームページ(http://www.jaic-vc.co.jp/jir/index.html)を設け、決算短信や決算説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会の招集通知・決議通知、個人株主向け冊子、プレスリリース等を掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者(情報開示担当役員) 取締役 下村哲朗 IR 担当部署 経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社の経営理念及び中期経営計画において、企業活動を通してのステークホルダーへの果実の還元、社会への貢献を掲げております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方>

当社の内部統制システムは、中期経営計画などの事業全体の戦略策定に適用させ、業務の有効性・効率性、財務諸表やその他の適時開示情報の信頼性・関連法規や企業倫理の遵守といった経営目的の達成を保證する枠組みとなるものです。

<内部統制システムの整備状況>

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、内部管理体制強化のための組織作り及び規程等の整備を行っております。特に、金融商品取引法の施行に伴い、財務報告についての内部統制に関する規制(日本版SOX)及び金融商品取引業者に関する規制に対応したより透明性の高い経営体制及び内部統制システムの構築を図っています。具体的には、社内において内部統制に関する認識を高め、社内規程により運用体制を構築し、関係部署において内部統制の構築や評価作業を行っております。

また、役員及び従業員のコンプライアンスについては、その徹底を経営の重要課題の一つに位置付け、金融商品取引法を中心とした法令やガイドラインその他に対する遵守体制を強化しております。具体的には、「コンプライアンス・マニュアル」を作成して配布するとともに、説明会等での周知徹底と、その実践に努めております。

さらに、株主の基本的な権利と株主の平等性が現実に守られるために、適時適切な情報開示の重要性を認識しており、情報管理が適切に行えるような社内体制を整備しております。具体的には、「インサイダー取引管理規程」及び「情報セキュリティ規程」を制定し、各部門長をインサイダー情報管理責任者及び情報管理責任者とし、「業務等に関する重要事実」等の情報の管理を義務付けております。業務等に関する重要事実が確認された際には、迅速に情報開示担当役員及び担当部署である経営管理部に情報が集約され、情報開示担当役員が率先して情報の管理を行うとともに、会社情報の適時開示について所定の手順を経て速やかに開示しております。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固とした姿勢で臨みます。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

役職員一人ひとりの行動の基本方針としての行動規範、およびその具体的な行動規準としてのコンプライアンス・マニュアルにその趣旨を明示し、反社会的勢力に対する姿勢を日常の業務活動の基本の一つに位置づけております。

さらに、投融資活動に関する業務マニュアルにもその具体的な方法を定めて業務フローに組み込むとともに、コンプライアンスに関する研修等において役職員の意識の向上を図るなど、反社会的勢力排除に組織全体として取り組んでおります。今後も様々な関係機関から広く関連情報を収集し、最新の動向を把握するように努めて参ります。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜財務報告の適正性を確保するための体制＞

当社は、ステークホルダーからの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、経理規程や内部統制基本規程の制定や財務報告にかかる内部統制の整備等を通じ、財務諸表及び財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努めております。

＜コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況＞

金融商品取引法の施行に伴い、財務報告についての内部統制に関する規制（日本版SOX法）及び金融商品取引業者に関する規制に対応した、より透明性の高い経営体制及び内部統制システムの構築を図るため、社内において内部統制に関する認識を高め、社内規程により運用体制を構築し、関係部署において内部統制の構築や評価作業を行っております。必要に応じて組織の再編や社内規程の見直し等、内部統制の有効性を高めるための施策を実施しております。また、全社的な意識レベルの向上のため、内部統制に関する認識を高めるよう努めております。

さらに、リスク管理担当（含む法務コンプライアンス）を設置し、保有する営業投資資産について第三者的な観点からモニター・評価を行うことに加え、金融商品取引法を中心とした法令やガイドラインその他に対する遵守体制を構築しております。具体的にはポートフォリオ委員会の事務局、営業投資有価証券・営業債権の分析及び評価、金融商品取引法を中心とした法令やガイドライン、コンプライアンス統制、主務官庁との連絡業務、各種規制情報の管理、その他に対する遵守体制を強化しております。